

平成19年 第1回山口県後期高齢者医療広域連合議会臨時会 会議録（第1日）

平成19年3月29日（木曜日）

議事日程（第1号）

平成19年3月29日 午後3時30分開会

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長の選挙

日程第3 議席の指定

日程第4 会議録署名議員の指名

日程第5 会期の決定

日程第6 副議長の選挙

日程第7 議員提出議案第1号 山口県後期高齢者医療広域連合議会会議規則

日程第8 議員提出議案第2号 山口県後期高齢者医療広域連合議会事務局設置条例

日程第9 議員提出議案第3号 地方自治法第292条において準用する同法第180条第1項

の規定による広域連合長専決処分事項の指定について

日程第10 議案第1号 平成19年度山口県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

日程第11 議案第2号 山口県後期高齢者医療広域連合議会定例会条例

日程第12 議案第3号 山口県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

日程第13 議案第4号 山口県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例

日程第14 議案第5号 山口県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例

日程第15 議案第6号 山口県後期高齢者医療広域連合の財政状況の公表に関する条例

日程第16 議案第7号 山口県後期高齢者医療広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

日程第17 議案第8号 山口県後期高齢者医療広域連合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例

日程第18 議案第9号 山口県後期高齢者医療広域連合基金の設置、管理及び処分に関する条例

日程第19 議案第10号 山口県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

日程第20 議案第11号 山口県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第21 議案第12号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第22 議案第13号 平成18年度山口県後期高齢者医療広域連合一般会計予算に関する専決処分について
- 日程第23 議案第14号 山口県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例ほか19件の条例制定に関する専決処分について
- 日程第24 議案第15号 山口県市町総合事務組合へ加入することの専決処分について
- 日程第25 議案第16号 副広域連合長の選任について
- 日程第26 議案第17号 監査委員の選任について（識見選出監査委員）
- 日程第27 山口県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員の選挙

本日の会議に付した事件

- 日程第1 仮議席の指定
- 日程第2 議長選挙
- 日程第3 議席の指定
- 日程第4 会議録署名議員の指名
- 日程第5 会期の決定
- 日程第6 副議長の選挙
- 日程第7 議員提出議案第1号 山口県後期高齢者医療広域連合議会会議規則
- 日程第8 議員提出議案第2号 山口県後期高齢者医療広域連合議会事務局設置条例
- 日程第9 議員提出議案第3号 地方自治法第292条において準用する同法第180条第1項の規定による広域連合長専決処分事項の指定について
- 日程第10 議案第1号 平成19年度山口県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 日程第11 議案第2号 山口県後期高齢者医療広域連合議定会例会条例
- 日程第12 議案第3号 山口県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- 日程第13 議案第4号 山口県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例
- 日程第14 議案第5号 山口県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例
- 日程第15 議案第6号 山口県後期高齢者医療広域連合の財政状況の公表に関する条例
- 日程第16 議案第7号 山口県後期高齢者医療広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
- 日程第17 議案第8号 山口県後期高齢者医療広域連合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条

例

- 日程第18 議案第9号 山口県後期高齢者医療広域連合基金の設置、管理及び処分に関する条例
- 日程第19 議案第10号 山口県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第11号 山口県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第12号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第22 議案第13号 平成18年度山口県後期高齢者医療広域連合一般会計予算に関する専決処分について
- 日程第23 議案第14号 山口県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例ほか19件の条例制定に関する専決処分について
- 日程第24 議案第15号 山口県市町総合事務組合へ加入することの専決処分について
- 日程第25 議案第16号 副広域連合長の選任について
- 日程第26 議案第17号 監査委員の選任について（識見選出監査委員）
- 追加日程第1 議案第18号 監査委員の選任について（議員選出監査委員）
- 日程第27 山口県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員の選挙

出席議員（11名）

- | | |
|------------|------------|
| 1 番 上利 礼昭君 | 2 番 市川 熙君 |
| 3 番 井原 勝介君 | 4 番 大空 軍治君 |
| 5 番 河内山哲朗君 | 6 番 末若 憲二君 |
| 7 番 徳並 伍朗君 | 8 番 平岡 正一君 |
| 10番 古木 哲夫君 | 11番 松本 哲男君 |
| 12番 渡辺 純忠君 | |

欠席議員（1名）

- 9 番 藤田 忠夫君

欠 員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

午後3時30分開会

- 事務局長（三原 俊寛君） 皆さんこんにちは。このたびの臨時会は、山口県後期高齢者医療広域連合発足後の最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第292条において準用する同法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

出席議員中、上利礼昭議員が年長議員でありますので、御紹介申し上げます。

それでは、上利礼昭議員、議長席にお着き願います。

〔臨時議長、議長席に着く〕

- 臨時議長（上利 礼昭君） ただいま御紹介いただきました上利礼昭でございます。地方自治法第292条において準用する同法第107条の規定によりまして臨時に議長の職務を行いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

ただいまから平成19年第1回山口県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

お諮りいたします。議事の進行につきましては、山口県後期高齢者医療広域連合議会会議規則が制定をされておられませんので、今期臨時会に提案されます山口県後期高齢者医療広域連合議会会議規則案に準じ進行したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 臨時議長（上利 礼昭君） 御異議なしと認めます。よって、これにより議事を進行させていただきます。

それでは、山口県後期高齢者医療広域連合議会会議規則案によって進めることにいたします。

-----・-----・-----

日程第1．仮議席の指定

- 臨時議長（上利 礼昭君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席はただいま御着席の議席を指定いたします。

日程第2、議長選挙に入る前に、議事整理のため、暫時休憩をいたします。

午後3時33分休憩

午後3時34分再開

- 臨時議長（上利 礼昭君） それでは、議事を休憩前に引き続き会議を開きます。

-----・-----・-----

日程第２．議長の選挙

- 臨時議長（上利 礼昭君） 日程第２、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第２９２条において準用する同法第１１８条第２項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 臨時議長（上利 礼昭君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。臨時議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 臨時議長（上利 礼昭君） 御異議なしと認めます。よって、臨時議長において指名することに決しました。

議長には、市議会議長会会長であります市川議員さんに議長の職をお願いしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 臨時議長（上利 礼昭君） ありがとうございます。それでは、ただいま臨時議長が指名をいたしました市川議員さんが議長に当選人にすることについて、御異議なしと認めます。よって、市川議員さんが議長の当選人とすることに決定をいたしました。

ただいま議長に当選されました市川議員さんが議場におられますので、本席から会議規則案第２８条第２項の規定による告知を行いたいと思います。

では、市川議員、ごあいさつをお願いします。

- 議長（市川 熙君） 市議会議長会の市川でございます。ただいま御推選をいただきまして、栄えある初代の広域連合議会議長をさせていただくこととなりました。誠にありがとうございました。

平成２０年度から施行される後期高齢者医療制度の安定的な運営を行うため、公正・公平を旨としながら議会運営に携わりたいと思いますので、皆様方の絶大なる御協力をお願いいたしまして、甚だ簡単ではありますが、議長就任の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

- 臨時議長（上利 礼昭君） これをもちまして臨時議長の職務はすべて終了いたしました。皆様の御協力に厚くお礼を申し上げまして退席したいと思います。ありがとうございます。（拍手）

〔議長交代〕

- 議長（市川 熙君） それでは、引き続き議事を進行いたします。

-----・-----・-----

日程第 3 . 議席の指定

- 議長（市川 熙君） 日程第 3、議席の指定を行います。

議席は、会議規則案第 3 条第 1 項の規定によりお手元に配布いたしております議席表のとおり指定いたします。

-----・-----・-----

日程第 4 . 会議録署名議員の指名

- 議長（市川 熙君） 日程第 4、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、1 番、上利礼昭議員及び 1 2 番、渡辺純忠議員を指名いたします。

-----・-----・-----

日程第 5 . 会期の決定

- 議長（市川 熙君） 日程第 5、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日 1 日のみといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（市川 熙君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日のみと決定いたしました。

-----・-----・-----

日程第 6 . 副議長の選挙

- 議長（市川 熙君） 日程第 6、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第 2 9 2 条において準用する同法第 1 1 8 条第 2 項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（市川 熙君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（市川 熙君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

副議長に平岡正一議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました平岡正一議員を副議長の当選人とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（市川 熙君） 御異議なしと認めます。よって、平岡正一議員が副議長の当選人と決定いたしました。

ただいま副議長に当選されました平岡正一議員が議場におられますので、本席から会議規則案第28条第2項の規定による告知をいたします。

平岡正一議員、ごあいさつをお願いします。

- 副議長（平岡 正一君） 平岡でございます。皆様方からの御推選をいただきまして、誠にありがとうございます。

高齢者の医療を確保するために広域連合が設立され、この度、その初代副議長という大役に就くこととなりましたが、議長のサポート役として、その責務をしっかりと務めていきたいと考えております。どうぞ御協力のほどよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。（拍手）

-----・-----・-----

日程第7．議員提出議案第1号

日程第8．議員提出議案第2号

日程第9．議員提出議案第3号

- 議長（市川 熙君） それでは、日程第7、議員提出議案第1号山口県後期高齢者医療広域連合議会会議規則から、日程第9、議員提出議案第3号地方自治法第292条において準用する同法第180条第1項の規定による広域連合長専決処分事項の指定についてまでの3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。1番、上利礼昭君。

- 議員（1番 上利 礼昭君） それでは、ただいま上程されました議員提出第1号議案から第3号議案までにつきまして、提案理由の説明を行います。

初めに、議員提出議案第1号山口県後期高齢者医療広域連合議会会議規則につきましては、地方自治法第292条において準用する同法第120条の規定に基づき、山口県後期高齢者医療広域連合の議会の運営に関する手続及び議会内部の規律等を定めようとするものであります。

次に、議員提出議案第2号山口県後期高齢者医療広域連合議会事務局設置条例につきましては、地方自治法第292条において準用する同法第138条第2項の規定に基づく議会の事務の処理のため、議会事務局を設置しようとするものであります。

最後に、議員提出議案第3号地方自治法第292条において準用する同法第180条第1項の規定による広域連合長専決処分事項の指定につきましては、地方自治法第292条において準用する同法第180条第1項の規定に基づく議会の権限に属する軽易な事項について、広域連合長において専決処分することができるよう、あらかじめ指定しようとするものであります。議案にお示ししてありま

す3項目をその対象といたしたものであります。

以上、簡単であります。提案理由の説明を終わりますので、全議員さんの御賛同方よろしくお願
い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（市川 熙君） 以上で、議案に対する説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川 熙君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川 熙君） 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。議員提出議案第1号山口県後期高齢者医療広域連合議会会議規則から、
議員提出議案第3号地方自治法第292条において準用する同法第180条第1項の規定による広域
連合長専決処分事項の指定についてまでの3件を一括して採決いたします。

議員提出議案第1号から議員提出議案第3号までの3件について、原案のとおり可決することに賛
成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（市川 熙君） 挙手全員であります。よって、議員提出議案第1号から議員提出議案第3号
までは原案のとおり可決されました。

ただいま可決いたしました条例の公布等のため、5分間休憩をいたします。

午後3時42分休憩

午後3時47分再開

○議長（市川 熙君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

-----・-----・-----

日程第10．議案第1号

日程第11．議案第2号

日程第12．議案第3号

日程第13．議案第4号

日程第14．議案第5号

日程第15．議案第6号

日程第16．議案第7号

日程第17．議案第8号

日程第 18 . 議案第 9 号

日程第 19 . 議案第 10 号

日程第 20 . 議案第 11 号

日程第 21 . 議案第 12 号

日程第 22 . 議案第 13 号

日程第 23 . 議案第 14 号

日程第 24 . 議案第 15 号

日程第 25 . 議案第 16 号

日程第 26 . 議案第 17 号

- 議長（市川 熙君） 日程第 10、議案第 1 号平成 19 年度山口県後期高齢者医療広域連合一般会計予算から、日程第 26、議案第 17 号監査委員の選任についてまでの 17 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。野村興児広域連合長。

- 広域連合長（野村 興児君） 第 1 回の臨時議会、初議会でございますので、一言ごあいさつを兼ねてお話をさせていただきたいと思います。

過ぐる 2 月に、この山口県後期高齢者医療広域連合の連合長の職を仰せつかりました萩市の野村でございます。我が国がいまだかつて経験したことのない高齢化社会が到来するわけでありまして、それに対応できるこの医療保険制度、こういふことで、円滑に実施ができますように、平成 20 年と、ちょうど 1 年ございますが、一生懸命取り組んでいきたいと思います。

議員各位におかれましても、どうぞひとつよろしく御指導御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、順次、提案理由の説明をさせていただきたいと思います。

議案第 1 号から議案第 17 号までの提案理由の説明をいたしますが、まず最初に議案第 1 号平成 19 年度山口県後期高齢者医療広域連合一般会計予算につきましては、第 1 条の歳入歳出予算を御説明申し上げます。

予算総額は 3 億 8 6 0 万 1 千円としております。

なお、平成 18 年度当初予算と比較いたしますと 2 億 7,630 万 1 千円の増額で、855.4%の増となっておりますが、これは本年 2 月に広域連合が設立いたしまして、平成 18 年度当初予算は事実上 2 カ月間のみの運営であったためでございます。

歳入について申し上げますと、分担金及び負担金は 3 億 8 5 9 万 6 千円で、県内 22 市町の負担金となっております。

そのほか国庫支出金 1 千円、財産収入に 1 千円、繰越金 1 千円、諸収入 2 千円をそれぞれ計上いた

しております。

以上で歳入の説明を終わりました、次に歳出について予算科目に従い、その概要を御説明申し上げます。

議会費につきましては、議員報酬 2 6 万 1 千円を始め議会運営費等に所要の経費を計上いたしております。

総務費につきましては、総務管理費といたしまして、広域連合職員に係る人件費並びに給与費等負担金、後期高齢者医療制度の施行準備に係る電算システム等構築経費、その他広域連合の運営に係る所要の経費として総額 3 億 6 5 9 万 5 千円を計上いたしております。

選挙費として、選挙管理委員会費 4 万 8 千円を始め広域連合議会議員選挙費等に所要の経費を計上いたしております。

監査委員費としまして委員報酬 4 万円を始め監査委員に必要な所要の経費を計上しております。

予備費につきましては、1 0 0 万円を計上しております。

議案第 2 号山口県後期高齢者医療広域連合議会定例会条例につきましては、地方自治法第 2 9 2 条において準用する同法第 1 0 2 条第 2 項の規定に基づき、定例会の招集回数を毎年 2 回と定めるものであります。（「野村市長さん、どうぞお座りになってやってください」と呼ぶ者あり）お言葉に甘えまして、それでは、座らせていただきます。

議案第 3 号山口県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例につきましては、地方公務員法第 5 8 条の 2 の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し、必要な事項を定めるものであります。

議案第 4 号山口県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例につきましては、地方公務員法の第 2 8 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定に基づき、職員の定年を年齢 6 0 年とするものであります。

議案第 5 号山口県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものであります。

議案第 6 号山口県後期高齢者医療広域連合の財政状況の公表に関する条例につきましては、地方自治法第 2 9 2 条において準用する同法第 2 4 3 条の 3 第 1 項の規定による財政状況の公表に関し必要な事項を定めるものであります。

議案第 7 号山口県後期高齢者医療広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例につきましては、地方自治法第 2 9 2 条において準用する同法第 9 6 条第 1 項第 5 号及び第 8 号の規定に基づき、契約及び財産の取得または処分に関し、地方自治法施行令第 1 2 1 条の 2 において定められた基準に従い、議会の議決対象とするものの種類及び金額を定めるものでございます。

議案第 8 号山口県後期高齢者医療広域連合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例につきましては、地方自治法第 292 条において準用する同法第 237 条第 2 項の規定にある条例について財産の交換、譲与、無償貸付等を行うことができる場合を定めるものでございます。

議案第 9 号山口県後期高齢者医療広域連合基金の設置、管理及び処分に関する条例につきましては、地方自治法第 292 条において準用する同法第 241 条第 1 項及び第 8 項に基づき、財政調整基金を設置し、その管理及び処分について、必要な事項を定めるものでございます。

議案第 10 号山口県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院規則の改正、通知等を踏まえ、条例の関係規定について所要の改正をするものであります。

議案第 11 号山口県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法の一部改正により、収入役の制度が廃止されることに伴い、条例の関係規定について所要の改正をするものでございます。

議案第 12 号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更ににつきましては、市町総合事務組合の規約の変更等について、構成団体である広域連合の議会の議決を求めるものでございます。

議案第 13 号平成 18 年度山口県後期高齢者医療広域連合一般会計予算に関する専決処分につきましては、広域連合の発足に伴い、平成 19 年 2 月以降の山口県後期高齢者医療広域連合一般会計予算を調製し、地方自治法第 292 条において準用する同法第 179 条の第 1 項の規定に基づき専決処分いたしましたので、その御報告を申し上げ、同条第 3 項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

議案第 14 号山口県後期高齢者医療広域連合の休日定める条例のほか 19 件の条例制定に関する専決処分につきましては、広域連合設立日からの行政運営に必要な条例の制定について、地方自治法第 292 条において準用する同法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分いたしましたので、その御報告を申し上げ、同条第 3 項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

議案第 15 号山口県市町総合事務組合へ加入することの専決処分についてにつきましては、市町総合事務組合へ加入することについて、地方自治法第 292 条において準用する同法第 179 条の第 1 項の規定に基づき専決処分いたしましたので、その御報告を申し上げ、同条第 3 項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

議案第 16 号副広域連合長の選任につきましては、末岡泰義氏を副広域連合長に選任することについて議会の同意を求めるものでございます。

最後に、議案第 17 号監査委員の選任につきましては、岡村久壽男氏を監査委員に選任することについて議会の同意を求めるものでございます。

なお、同氏の経歴はお手元に配布いたしました履歴書のとおりであります。

以上、提案理由の説明を終わります。御審議のほどどうぞひとつよろしくお願い申し上げます。

- 議長（市川 熙君） 以上で議案に対する説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（市川 熙君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（市川 熙君） 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

議案第１号平成１９年度山口県後期高齢者医療広域連合一般会計予算から、議案第１２号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてまでの１２件を一括して採決いたします。

議案第１号から議案第１２号までの１２件について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

- 議長（市川 熙君） 挙手全員であります。よって、議案第１号から議案第１２号までの１２件は、原案のとおり可決されました。

議案第１３号平成１８年度山口県後期高齢者医療広域連合一般会計予算に関する専決処分についてから、議案第１５号山口県市町総合事務組合へ加入することの専決処分についてまでの３件を一括して採決します。

議案第１３号から議案第１５号までの３件について、報告のとおり承認することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

- 議長（市川 熙君） 挙手全員であります。よって、議案第１３号から議案第１５号までの３件は、報告のとおり承認されました。

議案第１６号副広域連合長の選任について及び議案第１７号監査委員の選任についてを一括して採決いたします。

議案第１６号及び議案第１７号について、これに同意することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

- 議長（市川 熙君） 挙手全員であります。よって、議案第１６号及び議案第１７号はこれに同意することに決しました。

議事整理のため、暫時休憩をいたします。

午後4時00分休憩

午後4時05分再開

- 議長（市川 熙君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。お手元に配布のとおり広域連合長から議案第18号監査委員の選任についてが提出されました。議案第18号は緊急を要しますので、急施事件と認め、この際、日程に追加し、審議することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（市川 熙君） 御異議なしと認め、よって議案第18号は急施事件と認め、日程に追加し審議することに決しました。

-----・-----・-----

追加日程第1．議案第18号

- 議長（市川 熙君） 議案第18号監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第292条において準用する同法第117条の規定により、10番、古木哲夫議員の退席を求めます。

〔古木哲夫君退場〕

- 議長（市川 熙君） 提案理由の説明を求めます。野村広域連合長。
- 広域連合長（野村 興兒君） ただいま上程されました議案第18号監査委員の選任について、提案理由の説明を申し上げたいと思います。

本件につきましては、広域連合議会議員のうちから、古木哲夫氏を監査委員に選任することについて議会の同意を求めるものでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

- 議長（市川 熙君） 以上で説明を終わります。
- これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（市川 熙君） 質疑なしと認めます。
- これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（市川 熙君） 討論なしと認めます。
- これより採決をいたします。議案第18号監査委員の選任について、これに同意することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

- 議長（市川 熙君） 挙手全員であります。よって、議案第18号はこれに同意することに決しました。

さきに除斥されました10番、古木哲夫議員の入場を求めます。

〔古木哲夫君入場〕

-----・-----・-----

日程第27．山口県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員の選挙

- 議長（市川 熙君） 日程第27、山口県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第292条において準用する同法第118条の第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（市川 熙君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（市川 熙君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。
被指名人一覧表を配布いたします。

〔被指名人一覧表配布〕

- 議長（市川 熙君） 被指名人一覧表の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（市川 熙君） 配布漏れなしと認めます。

山口県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員に、お手元に配布の被指名人の一覧表のとおり指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました被指名人を山口県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（市川 熙君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました被指名人が山口県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員に当選されました。

-----・-----・-----

- 議長（市川 熙君） これをもちまして平成19年第1回山口県後期高齢者医療広域連合議会臨時

会を閉会いたします。大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

午後4時10分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成19年 3月 29日

臨時議長 上 利 禮 昭

議 長 市 川 熙

署名議員 上 利 禮 昭

署名議員 渡 辺 純 忠